

糸魚川市地方創生テレワーク進出支援補助金交付要領

(サテライトオフィス等整備事業枠)

1 目的

糸魚川市が首都圏等から新しい人の流れを創るための拠点として整備したテレワークスペースクラブハウス美山（以下「クラブハウス美山」という。）を利用し、かつ、糸魚川市内への進出を図る区域外の企業・団体（以下「申請企業」という）に対し、糸魚川市地方創生テレワーク進出支援補助金（以下「補助金」という）を交付します。

2 申請企業の要件

申請企業は次の各号に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) クラブハウス美山を利用すること。（補助金交付申請日時時点で利用していない場合は、交付決定後速やかに利用者登録を行うこと。）
- (2) 令和4年6月1日から令和5年3月10日までに、糸魚川市内にサテライトオフィス等の進出拠点を整備（契約等を締結）し利用を開始すること。
- (3) 糸魚川市以外の区域に本社がある法人または糸魚川市以外の区域に住所がある人が新たに糸魚川市内で起業する法人で、情報サービス業等*1であること
*1 情報サービス業等とは、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像情報製作・配給業、デザイン業、広告業（インターネット広告業に限る。）、建築設計業、通信販売・訪問販売小売業（インターネット販売小売業に限る。）、コールセンター業、その他市長が同等の効果があると認める業種を言います。
- (4) 官公庁（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）ではないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではないこと。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係する法人ではないこと。

3 共同企業体の申請

複数の事業者が共同企業体（JV）として申請する場合であっても、1社として取り扱うものとします。ただし、クラブハウス美山の利用者登録はJVを構成する全ての事業者が行うものとします。

4 補助金の額

1社あたり1,000,000円を上限とします。

5 補助金の使途（補助対象経費）

補助金は、令和4年6月1日（クラブハウス美山のグランドオープン）以降支出した次の各号に掲げる経費で、令和5年3月10日までに支出の証拠書類が提出できるものに対して支給します。

- (1) 市内における進出拠点整備にかかる費用（住居や事務所の購入・賃借（敷金・礼金）、

- 車両の購入・賃借、備品の購入等で、賃借費用は令和5年3月分まで対象)
- (2) 市内の従業員等の給与等（令和5年3月分まで対象）
 - (3) 進出の調査にかかる旅費
 - (4) 従業員（家族含む）の移転にかかる費用
 - (5) 事業者の市内における福利厚生にかかる費用等（本社の従業員がクラブハウス美山をワーケーション等で利用する場合の旅費等）
 - (6) クラブハウス美山の使用料、市内ワークスペースの使用料
 - (7) 市内企業・団体と共同で取り組む事業の調査費、開発費、研究費、広告宣伝費等
 - (8) 法人登記等諸手続きにかかる費用
 - (9) その他、市長が対象と認めた費用

6 返還制度

申請企業は、次の各号に掲げる補助金返還制度を承諾するものとします。

(1) 返還対象者の要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、補助金の返還対象とします。

ア 補助金の申請日から5年以内に、クラブハウス美山の利用及び進出拠点の利用を終了した場合

イ 虚偽の申請であることや利用の実態がないこと等が明らかとなった場合

(2) 返還金額

ア 補助金の申請日から3年以上5年以内に、クラブハウス美山の利用及び進出拠点の利用を終了した場合 半額

イ 補助金の申請日から3年未満で、クラブハウス美山の利用及び進出拠点の利用を終了した場合 全額

ウ 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額

7 申請方法及び提出書類

申請企業は、次の書類を提出してください。

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し）
- ④申請企業の概要が分かる資料等
- ⑤実績報告書（様式第3号）
- ⑥事業報告書（別紙2）
- ⑦支出を証明する書類
- ⑧評価基準の達成を証明する書類

8 提出期限

補助金交付申請書 令和4年12月28日（提出書類：①②③④）

補助金実績報告書 令和5年3月10日（提出書類：⑤⑥⑦⑧）

なお、補助金実績報告書は完了後速やかに提出してください。

9 申請企業の決定

申請書類を別表1の評価基準に基づき審査の上決定するものとし、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。

10 その他

- (1) 交付決定を受けた申請企業は、糸魚川市地方創生テレワークモデル事業者として、糸魚川市における地方創生テレワーク推進の横展開等の取組に協力していただきます。
- (2) 交付決定を受けた申請企業は、名称を公表します。
- (3) 国や県などの補助金の対象となる場合は、その額を市の補助対象経費から除きます。
- (4) 本補助金と糸魚川市情報サービス業等支援補助金の併用（重複して対象事業費とすること）はできません。

11 提出方法

下記の提出先に郵送又は電子メールで提出してください。

【提出先】 〒941-8501 糸魚川市一の宮 1-2-5 糸魚川市役所 商工観光課行
【電子メール】 kigyو@city.itoigawa.lg.jp
メールの件名「テレワーク進出支援補助金」

12 問合せ・担当

糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援係

電話番号：025-552-1511（内線：2312） FAX 番号：025-552-7372

13 その他

本補助金の交付に関しては、本要領に定めるもののほか、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）の定めるところによります。

別表1
評価基準

No.	評価項目	評価内容	配点
1	事業者の所在地	進出前の事業所の所在地で評価します。	10点
2	進出の形態	本社機能移転を高く評価します。	10点
3	拠点の整備形態	購入、賃借の別で評価します。	10点
4	従業員等の配置形態	移住（人数）を高く評価します。	10点
5	進出拠点の利用の形態	常駐利用を高く評価します。	10点
6	事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でどのようなサービスを提供するか。 ・サービスの提供により、当市にどのようなメリットをもたらすか。 ・市内企業・団体との連携を計画しているか。 ・持続可能性は高いか。 ・地方創生の取組に関する意欲 等 	50点
	合計		100点